

袖ヶ浦市  
のぞみ野第一自治会 規約  
のぞみ野第一自治会 規約細則  
のぞみ野第一自治会 規約の運用について

平成29年4月15日改定

のぞみ野第一自治会

2017.4.9 総会承認  
改定内容折込済

# のぞみ野第一自治会 規約

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、「のぞみ野第一自治会」(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、自治会活動等を通じて会員相互の理解と親睦を深め、和のもとに住み良い生活環境の維持、向上を積極的に図っていくものとする。  
また、市の事業活動にも参加、協力すると共に、他の地域住民とも交流を深め、地域社会全体の発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第 3 条 本会は、のぞみ野第一自治会規約細則(以下「細則」という。)で定める区域内に居住する者及び家屋を取得している者で構成し、各住戸の世帯主を正会員、同居する家族を一般会員とする。

2. 本会の基礎組織として、各街区又は居住状況により数街区ごとに班を設置する。

3. 本会を円滑に運営するために、次の役員を置く。

(1) 会長	1名
(2) 副会長	1名
(3) 会計	1名
(4) 書記	1名
(5) 監査	1名
(6) 部長	3名
(7) 副部長	3名
(8) 班長	班数
(9) 顧問	1名

(事務所)

第 4 条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(事業活動)

第 5 条 本会は、第2条の目的を達成すめため、次の活動を行う。

- (1) スポーツ・レクリエーション活動、文化活動、ボランティア活動
- (2) 住み良い地域社会づくりのための活動
- (3) 行政機関との折衝及び行政機関主催の諸行事への参加、協力
- (4) 関係外部団体との交流
- (5) 福祉活動
- (6) 自治会会報の発行
- (7) 各サークルの認可及びその支援活動
- (8) その他、目的達成のために必要な活動

(事業年度)

第 6 条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

## 第 2 章 役員を選出及び任務

(役員を選出)

第 7 条 役員は次により選出する。選出方法は細則で定める。

- (1) 会長 会員の中から選出する。
- (2) 副会長 会員の中から会長が選任する。
- (3) 会計 会員の中から会長が選任する。
- (4) 書記 会員の中から会長が選任する。
- (5) 監査 会員の中から会長が選任する。
- (6) 部長 各部内の班長の互選を原則とするが、会員の中から会長が選任することができ、その場合はこれを優先する。
- (7) 副部長 各部内の班長の互選とする。
- (8) 班長 原則として各街区会員の持ち回りとする。
- (9) 顧問 前年度会長とする。

(役員の任期)

第 8 条 役員は、定期総会から次期定期総会までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 副会長、会計、書記、監査のうち、欠員になった役員は、班長の中から会長が選任する。
3. 部長、副部長が欠員になった場合は、その出身ブロック内の班長の中から補充するものとする。
4. 班長が欠員になった場合は、その班長が所属する班の会員の中から補充するものとする。
5. 補充役員は、前任者の残任期間とする。

(役員は任務)

第 9 条 役員は、次のとおりとする。また、市政協力員を兼ねる場合は、市政協力員としての任務にも当たる。

- (1) 会長は本会を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。また、事業活動計画の立案及び本会の円滑な運営に当たる。
- (3) 会計は本会の金銭出納など財務を担当し、かつ、決算報告書及び予算案を作成する。
- (4) 書記は会議の議事録、自治会会報及び必要書類を作成する。
- (5) 監査は本会の事業活動の執行状況及び会計を監査し、その結果を定期総会に報告する。
- (6) 部長は部を代表し、部を統括する。担当部の役割事業活動の計画立案及び運営に当たる。
- (7) 副部長は部長を補佐し、部長不在の場合は、その業務を代行する。
- (8) 班長は班を代表し、班を統括する。
- (9) 顧問は会長に助言し、本会の円滑な運営に積極的に協力する。また、重要な打合せには参加する。

## 第 3 章 会議

(会議)

第 10 条 本会の会議は、総会、班長会及び運営委員会とする。

(総会)

- 第 11 条 総会は、本会の最高議決機関であり、正会員全員をもって構成する。
2. 総会は、定期総会と臨時総会とする。
  3. 会長は、定期総会を毎年 4 月に開催しなければならない。
  4. 臨時総会は、会長が必要と認めた場合及び正会員の 3 分の 1 以上の要請があった場合に開催する。
  5. 総会の議長は、正会員の中から選出する。

(総会の開催手続き)

第 12 条 総会の開催は、開催日の 5 日前までに、日時、場所及び議題を正会員に文書で通知しなければならない。

(総会の議決)

- 第 13 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席によって成立する。ただし、代理人及び委任状は出席とみなす。
2. 議事は出席者（委任状を除く。）の過半数をもって決定する。議長は、議決に加わることができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  3. 正会員は、各 1 票の議決権を有する。
  4. 正会員は、代理人によって議決権を行使することができる。
  5. 代理人は、その正会員と同居する成人の一般会員とする。
  6. 役員が一般会員の場合、同居する正会員の議決権は、正会員ではなくその役員が有するものとする。

(総会の議決事項)

- 第 14 条 総会で議決すべき事項は、次のとおりとする。
- (1) 事業活動及び決算報告に関すること
  - (2) 事業計画及び予算案に関すること
  - (3) 役員を選任及び解任に関すること
  - (4) 規約及び細則の改廃に関すること（誤字、脱字の類を除く）
  - (5) その他重要な事項
2. 会長は、事業活動及び決算について監査の承認を経て定期総会に報告し、その承認を得なければならない。
  3. 次年度の会長は、事業計画案及び予算案を定期総会に提出し、その承認を得なければならない。

(総会議事録の承認)

第 15 条 書記は、総会の議事録を作成し、議長及び会長の承認を得なければならない。

(班長会)

- 第16条 班長会は、役員全員で構成する。
2. 会議は、原則として毎月1回会長が開催する。ただし、会長が必要と認められた場合は、臨時に開催することができる。
  3. 班長会は、役員の2分の1以上の出席によって成立する。ただし、代理人および委任状は出席とみなす。
  4. 会議の議長は、副会長とする。
  5. 班長会は、次の事項について審議、議決する。
    - (1) 本会の事業活動の実施に関する事
    - (2) 総会で委任された事項
    - (3) 総会に提出する議案
    - (4) 会員からの提案や要望事項に関する事
    - (5) 規約の運用についての改廃に関する事 (誤字、脱字の類を除く)
    - (6) その他本会運営に必要な事項

(運営委員会)

- 第17条 運営委員会は、本会の事業活動を円滑に遂行するための推進機関として、会長、副会長、会計、書記、部長及び副部長により構成する。
2. 会議は、会長が定期的に開催する。
  3. 会長の判断により、必要と認められた者を出席させることができる。
  4. 監査は、会議に出席することができる。ただし、議決権を有しない。
  5. 会議の議長は、会長とする。
  6. 運営委員会は、次の事項について審議、検討する。
    - (1) 本会の事業活動及び運営に関する事
    - (2) 総会で委任された事項
    - (3) 総会に提出する議案
    - (4) 班長からの提案や要望事項に関する事
    - (5) その他本会の運営に必要な事項

(専門委員会)

- 第18条 第5条に定めた事業活動を行うため、必要に応じ専門委員会を設置することができる。
2. 専門委員会の名称、目的、任務、手当、委員の選出及び任命は班長会で決定する。
  3. 委員は若干名とし、任期はその目的の完了をもって終わる。ただし、専門委員会の設置期間が1年を超えるときは、1年とするが再任は妨げない。
  4. 会長は必要に応じ、各専門委員会の委員を班長会、又は運営委員会に出席させて意見を求めることができる。

## 第4章 会計

(会計)

- 第19条 本会の収入は、会費、市の補助金及び寄付金等によるものとする。
2. 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

- 第20条 会費は、区域内に居住、又は家屋を取得し入会届を提出した月から納入するものとする。
2. 退会及び脱会した月の会費は、納入しなければならない。
  3. 会費の額及び納入方法は、細則で定める。

(役員報酬)

- 第21条 役員には報酬を支給する。その額及び支給時期は細則で定める。

(支出権限)

- 第22条 当該年度の予算に計上されていない支出の決定権限は、下記のとおりとする。
- |       |                       |          |
|-------|-----------------------|----------|
| 1件につき | 100,000円未満            | 会長決済     |
|       | 100,000円以上、200,000円未満 | 班長会議決で改定 |
|       | 200,000円以上            | 総会議決で改定  |

(予算の変更)

- 第23条 当該年度の予算の収入総額または支出総額が実績において変動が見込まれる場合は、下記の区分に従い予算を改定しなければならない。
- |     |            |           |
|-----|------------|-----------|
| 変動幅 | 5%未満       | 改定しない     |
|     | 5%以上、20%未満 | 班長会の議決で改定 |
|     | 20%以上      | 総会の議決で改定  |

## 第5章 下部組織

(合同自主防災隊)

- 第24条 のぞみ野第一自治会の下に、防災組織として合同自主防災隊を置く。
2. 合同自主防災隊についての、組織規約は、別途定める。

## 第6章 雑則

(入会及び退会脱会)

- 第25条 入会及び退会脱会する場合の手続きは、細則で定める。

(弔慰金)

- 第26条 本会の会員が死亡した場合は、弔慰金を支給する。その額は、細則で定める。

(のぞみ野自治連合会との関係)

- 第27条 のぞみ野自治連合会（以下「連合会」という。）は、のぞみ野第一自治会及び第二自治会で構成される。
2. 連合会は、「のぞみ野自治連合会会則」に基づいて運営される。
  3. 連合会の運営に当たり、本会から連合会に分担金を納入する。

(連合会の総会及び代議員)

第28条 連合会の最高議決機関である大会は、役員（会長、会長代理、理事、監査、顧問）及び各自治会の代議員で構成され、第一自治会の代議員は班長とする。

(会員の権利)

第29条 会員は、次の権利を有する。

- (1) 本会が取得した権益の享受
- (2) 本会の主催するすべての活動への参加
- (3) 本会に関する記録の閲覧
- (4) 総会及び班長会の傍聴

(会員の義務)

第30条 会員は、次の義務を有する。

- (1) 規約、細則及び規約の運用についての遵守
- (2) 本会の事業活動への参加、協力
- (3) 本会の運営費用の負担

(協働事業)

第31条 規約第2条の目的を達成するために、のぞみ野地区で活動しているボランティア組織と連携し、助成支援を行う。

活動内容や助成についての役割分担や情報共有について協働する。

協働内容は、規約の運用についてで定める。

(補則)

第32条 この規約の外に「のぞみ野第一自治会規約細則」を定める。

なお、本会の運営に関する必要な事項を規約の運用として別に定めることができる。

2. 規約、細則及び規約の運用については、改廃することができるものとする。

## 附則

(施行期日)

1. この規約は平成7年 8月 1日から施行する。

(規約の廃止)

2. 昭和61年4月20日から施行され、その後、改定を経た「のぞみ野第一自治会規約」は、平成7年 7月31日をもって廃止する。

(役員報酬に関する経過措置)

3. この規約の施行前に就任した役員の報酬は、就任時の規約に定められた報酬を支給する。

施行 改定	平成 7年	8月	1日	
	平成13年	4月	8日	
	平成18年	4月	2日	簡易保険保険料払込団体解散に伴う改定
	平成22年	4月	4日	第4章（会費）第20条の改定
	平成26年	4月	6日	第5章 下部組織及び、第22条の改定 第6章及び、第23条以降の番号の変更
	平成27年	1月	25日	第3条、第7条、第8条、第9条、第17条で 部制導入に伴う改定 第5条で、事業活動に関する改定 （募金活動を止め、広く福祉活動に改定） 第9条で、市政協力員兼務に関する改定 第20条、第23条で、退会、脱会に関する改定
	平成28年	4月	10日	第7条（役員の選出）の改正 役員の選出方法は細則で定めているので、それに合せた 文言に訂正。 第16条（班長会）の改正 規約の運用についての改廃規定を班長会に委ねる。 第18条（専門委員会）2項の改定 専門委員会についての諸処を纏めて表示する。 第21条（役員報酬）の改正 役員についてのみ表示する。 第22条（支出権限）の新設 予算未計上支出の決定権限を定める。 第23条（予算の変更）の新設 収入又は支出総額の大幅実績変動見込み時の措置 第30条 遵守対象に規約の運用についてを追加 第31条（協働事業）の新設 地域ボランティア組織との協働事業について定める。 第32条（補足） 規約の運用についてを規定の一部として位置付ける。
	平成29年	4月	9日	第7条（6） 部長の選出に関し、各部内の班長互選を原則とするうえで、会員か 会長による選出ができ、その場合はこれを優先する、とした。 第14条（4） 規約及び細則の改廃に関する総会議決事項規定に関し、誤字、脱字 除くとした 第16条第5項の（5） 規約運用の改廃に関する班長会議決規定に関し、誤字、脱字の類は 除くとした

# のぞみ野第一自治会規約細則

## (区域)

- 第 1 条 規約第 3 条第 1 項で定める区域は、次の街区とする。
- 1 2～3 9・4 1・4 3・4 5～4 8・5 0～6 8  
8 6～9 3・9 5

## (入会、退会及び脱会)

- 第 2 条 規約第 3 条第 1 項で定める会員とは、のぞみ野第一自治会の区域内に居住している者及び家屋を取得（借用も含む。以下同じ。）し入会の意志のある者をいい、居住及び家屋を取得した翌月から会員として入会するものとする。
2. 区域内に居住を開始した者、家屋を取得した者で自治会への入会の意思を有するものは、速やかに班長を通じて会長に届け出るものとする。
  3. 会員が死亡、転居または非居住で家屋を譲渡によりその世帯の所在が、のぞみ野第一地区より消滅した場合は、退会として速やかに班長を通じて会長に届け出るものとする。
  4. 会員が自己都合により、自治会から抜ける場合は、脱会とし速やかに、班長を通じて会長に届け出るものとする。
  5. 会員が退会または脱会したときは、その月に会員の資格を失うものとする。
  6. 入会時には、入会届（別記第 1 号様式）を提出するものとする。
  7. 退会及び脱会時には、退会脱会届（別記第 7 号様式）を提出するものとする。
  8. 前条に規定する街区に隣接近接して居住している方及び家屋を取得（借用も含む）し、入会の意思がある方の入会を制限するものは無く、入会後は会員として扱うものとする。

## (会長の選出)

- 第 3 条 規約第 7 条第 1 項第 1 号で定める会長の選出は、次の方法による。
- (1) 原則として 1 2 月末日までに次年度の会長選挙について公示する。
  - (2) 立候補者は、立候補届（別記第 2 号様式）を 1 月 1 5 日までに会長に提出する。
  - (3) 立候補者が複数の場合は、1 月末日までに正会員による投票により決定する。
  - (4) 立候補者がいない場合は、2 月 1 5 日までに班長会で役員の中から候補者を選出する。

## (役員を選出)

- 第 4 条 副会長、会計、書記、監査及び連合役員を会員の中から選出できない場合は、今年度の班長の中から会長又は会長候補者が選出する。

## (役員承認)

- 第 5 条 役員候補者は、定期総会において承認を受けなければならない。

## (役員引継ぎ)

- 第 6 条 定期総会において承認を受けた役員は、速やかに前年度の役員と業務の引継ぎを行うものとする。
2. 前年度の役員は、重要事項については文書等により役員に引き継ぐものとする。
  3. 前年度の役員は、役員から協力を要請されたときは、協力するものとする。

## (委任状)

- 第 7 条 委任状の様式は、別記第 3 号様式による。なお、誰に委任するか記載されていない場合は、会長に委任されたものとみなす。

(代理人届)

第 8 条 代理人届の様式は、別記第 4 号様式による。

(会費及び納入方法)

第 9 条 規約第 20 条第 3 項に定める会費は、一戸当たり月額 500 円と暫定する。

2. 会費は、班長が 3 ヶ月分を一括集金し、4 月、7 月、10 月及び 1 月の各月末までに会計に納入する。ただし、4 ヶ月分以上納入することができる。
3. 班長は、会計に会費を納入するとき、会費納入明細書（別記第 5 号様式）を提出するものとする。
4. 1 年分を一括納入した場合は、特別措置として 500 円を減額し 5500 円とする。
5. 会費の返還は、退会の場合に限り、退会月を除く納入月分について行う。但し、1 年分を一括納入した場合は、そこから 1 月分を差し引く。脱会の場合は、返還しない。

(役員の報酬)

第 10 条 規約 21 条に定める報酬は次のとおりとする。

- |         |    |          |
|---------|----|----------|
| (1) 会長  | 年額 | 60,000 円 |
| (2) 副会長 | 年額 | 30,000 円 |
| (3) 会計  | 年額 | 30,000 円 |
| (4) 書記  | 年額 | 30,000 円 |
| (5) 監査  | 年額 | 5,000 円  |
| (6) 部長  | 年額 | 20,000 円 |
| (7) 副部長 | 年額 | 20,000 円 |
| (8) 班長  | 年額 | 15,000 円 |
| (9) 顧問  | 年額 | 10,000 円 |
2. 役員が市政協力員を兼ねる場合は、市政協力員報酬をもってこれに代える。
  3. 報酬は、会費を当てる。
  4. 報酬は、当該年度の 2 月に支給する。
  5. 役員が任期途中で退任した場合の報酬は、月割りで支給するものとする。
  6. 役員報酬には、本会運営に必要な電話代を含むものとする。
  7. 二つ以上の役職を兼ねる場合は、報酬の高い役職分のみ支給する。但し、監査を兼任の場合は、監査分報酬を上乗せする。

(委員手当等)

第 11 条 規約第 18 条に定める委員手当等は、班長会で定める。

(経費の支給)

第 12 条 本会の運営に必要な会議費、通信費（電話代を除く。）、交通費及びその他の経費は、実費を支給する。ただし、交通費は公共交通機関の運賃とし、交通費清算書（別記第 6 号様式）にて清算を行う事とする。  
(自家用車の場合は、交通費清算書記載の金額を支給する。)

(弔慰金)

第 13 条 規約第 24 条に定める弔慰金は、10,000 円とする。

(会員の死亡)

第 14 条 会員が死亡した場合、その家族は班長にその旨通知しなければならない。

2. 班長は、会長に会員が死亡したことを速やかに報告しなければならない。
3. 会長は、弔慰金を持参し、本会を代表して遺族に弔意を表すものとする。
4. 遺族から葬儀等に際して協力を要請されたときは、会長は役員を招集し、協力するものとする。

(連合会分担金)

第15条 規約第27条第3項で定める分担金は、連合会役員会で決定し総会の承認を得るものとする。

2. 分担金は、会員から別途徴収せず、会費の中から支出する。
3. 自治会館修繕費等も会費の中から支出できるものとする。

(書類の保存期間、保管場所及び保管責任者)

第16条 本会の運営に関する書類の保存期間及び所管役員は、それぞれ次のとおりとする。

書 類	保存期間	所管役員	備 考
規約・細則	永久	会長	連合会会則等も含む
予算・決算報告書	3年	会計	連合会等も含む
領収書	3年	会計	
役員名簿	10年	書記	連合会等も含む
総会・役員会等の会議資料	3年	書記	連合会等も含む
会議等の議事録	3年	書記	連合会等も含む
行政機関等への申請及び要望書	3年	会長	
会員への回覧書類	3年	書記	行政機関等の回覧書類も含む
行政機関等の書類	3年	会長	
入会届	3年	会計	
会長立候補届	1年	会長	
委任状・代理人届	1年	会計	
自治会費納入明細書	3年	会計	

2. 当年度の書類の保管責任者は、それぞれ書類を所管する役員とする。
3. 前年度までの書類は、第一自治会館に保管する。

(規約及び細則の運用解釈)

第17条 規約及び細則の運用・解釈に疑義が生じた場合は、班長会で協議し解決するものとする。

## 附則

1. この規約は平成7年 8月 1日から施行する。
2. 平成2年11月18日に制定及び施行され、その後改定を経た「のぞみ野第一自治会規約細則」は、平成7年 7月31日をもって廃止する。

施工 平成 7年 8月 1日  
改定 平成13年 4月 8日  
平成15年 4月 6日  
自治会費 7000円→6000円 一括納入時 年額 7000円  
役員報酬変更 監査よりブロック長の仕事量大  
ブロック長 20000円→30000円  
監査 30000円→20000円  
平成21年 4月 5日  
自治会費 6000円→5000円 一括納入時 年額 5500円  
副会長以下の報酬は、市の補助金を当てるから会費を当てるに改訂

平成26年 4月 6日

役員報酬変更 ブロック長と班長とのバランスを考慮

監査の業務を考慮し、専任、兼任も考慮

ブロック長 15000円→20000円

監査 20000円→50000円

監査報酬は、上乘せとする。

書類の保存期間、保管場所及び保管責任者

表中の保管場所を削除し、所管役員を追加

保管役員を書簡役員に変更

当年度の書類の保管責任者を、保管役員から所管役員に変更

平成27年 1月25日

第2条、第9条で退会脱会を明確化することの改定

第4条で次期運営委員候補選出を今年度班長から行うことの改定

第10条で部制導入に伴う役員（新・現）報酬額の改定

また、市政協力員兼務時の報酬の改定

平成28年 4月10日

第3条（会長の選出）の5の削除

会長の選出対象を現役員どまりとする。

第4条（役員を選出）の改正

役員を選出のみの表示とする。

第10条（役員の報酬）の改正

役員報酬支払いを1回とする。

平成29年 4月9日

第2条（入会、退会及び脱会）

第8項を追加、細則に規定する街区に隣接近接して居住される  
方の入会を制限せず、入会後は会員扱いとすることを明記した。

## 規約の運用について

自治会活動をより円滑に遂行するために、規約第29条第1項の規定（本会の運営に関する必要な事項を別に定めることができる。）により規約の運用について定める。

### 1. 班長の選出

班長の選出は、原則として各班の会員の持ち回りによって決めるものとするが、次に該当する場合は、班長の任務が免除されるものとする。ただし、本人が承諾する場合はその限りではない。

- ① 連合会長、自治会の会長、副会長、書記、会計及び青少年相談員の任期中又は、就任する場合。
- ② 世帯主及びその配偶者が共に高齢（70歳以上を目安とする）である場合。但し、同居家族（2世帯住宅含む）に70歳未満の方が居る場合は、免除されない事とする。
- ③ 世帯の中に介護を要する方を抱えている場合。
- ④ 常時住居していない場合。
- ⑤ 家庭やかからの事情等により班長を務めることが困難であると現班長が認めた場合。

### 2. 役員及び委員の免除

自治会の役員（監査、班長を除く）並びに連合の役員及び委員就任者は、次回の班長就任時に此等役員及び委員を一回のみ免除される。

班長選出で、世帯主及び配偶者が共に高齢であるが、本人が承諾し班長に就任した場合、自治会の役員（監査、班長を除く）並びに、連合の役員及び委員の就任は、免除される。ただし、いずれの場合も、本人が承諾する場合はこの限りではない。

### 3. 委任状

総会に欠席する場合には委任状を提出するが、班長会の場合は電話で会長に連絡することで、委任状に代えることができるものとする。

### 4. 代理人届

総会及び班長会に代理人を出す場合は、代理人届を提出することになっているが、代理人が正会員の配偶者の場合は、これを省略することができるものとする。

### 5. 会費の納入

- (1) 区域内に居住し、区域内に二つ以上の家屋を取得している会員の会費は一户当たりの額とし、所属する班の班長に納入するものとする。
- (2) 経済的な事情等により、期間中に会費を納入することが困難な場合には、会長の了解を得た上で、会費を一時延納することができるものとする。
- (3) 新入会の会員（再入会は除く）は、入会の謝礼として更に1か月分を減額する。

### 6. 役員の任務

役員の任務については規約で定めているが、それぞれ下記の任務を遂行するものとする。但し、市政協力員を兼務するときは、次の任務で、市行政に協力する。

- ・ 市や社会福祉協議会等からの回覧書類を会員へ配布する。
- ・ 市内一斉清掃に協力する。
- ・ 募金活動に協力する。

(1) 会長

- ① 本会の運営を総轄する。
- ② 事業計画を推進し、実行する。
- ③ 総会、班長会、運営委員会及び必要に応じて専門委員会を開催する。
- ④ 自治連合会の理事として、連合会大会に出席する。
- ⑤ 会員からの市への要望事項をとりまとめ、市と折衝し要望書を提出する。
- ⑥ 会員の入会及び退会脱会を把握する。
- ⑦ 副会長、会計、書記、監査を選出する。
- ⑧ 総会資料や議事録（総会、班長会等）等の書類を承認し、保管する。
- ⑨ 会員が死亡した場合は、その葬儀に参列する。
- ⑩ 水銀灯が点灯しない場合は、市に連絡する。

(2) 副会長

- ① 会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
- ② 事業計画を立案し、本会の円滑な運営に当たる。
- ③ 総会、班長会、運営委員会に出席し、班長会の議長を務める。
- ④ 自治連合会の理事として、連合会大会に出席する。

(3) 会計

- ① 本会の金銭出納の財務を担当し、収入（会費、市からの交付金等）及び支出（連合会分担金、募金、事業活動費等）を管理する。
- ② 決算報告書を作成し、総会で報告する。
- ③ 予算（案）を作成する。
- ④ 総会、班長会及び運営委員会に出席する。
- ⑤ 自治連合会の監査として連合会の会計を監査する。また連合会大会に出席する。

(4) 書記

- ① 総会資料並びに総会及び班長会の議事録を作成する。
- ② 自治会会報など必要書類を作成する。
- ③ 総会、班長会及び運営委員会に出席する。
- ④ 自治連合会の理事として、連合会大会に出席する。

(5) 監査

- ① 本会の事業活動の執行状況及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- ② 総会及び班長会に出席する。また、必要に応じ運営委員会等に出席することができるものとする。

(6) 部長、副部長及び部員

- ① 部長、副部長は、部の担当業務について部員の協力を得て、企画、立案、実施、報告を行う。
- ② 部長・副部長は総会、班長会及び運営委員会に出席する。
- ③ 部員は当該年度の班長を務める。

## (7) 班長

- ① 班を代表し、班を総括する。
- ② いずれかの専門部に属し部員として各部の役割事業活動を行う。
- ③ 専門部において、互選により部長副部長を選出する。
- ④ 当該班の会員の意見、要望、提案等を取りまとめ班長会に報告する。
- ⑤ 入会員(入居年月、住所、氏名、電話番号等)及び、脱会員(転出年月、住所、氏名)を会長に報告する。
- ⑥ 会費(500円/月・戸)は、原則として一年分を一括集金し、4月末までに会計へ納入する。ただし、事情により分割する場合は、3ヶ月を最小単位とし、4月、7月、10月及び1月の各月末までに会計へ納入する。会費を納入する時には、会費納入明細書を会計に提出し、受取り印を押してもらう。
- ⑦ 総会及び班長会に出席する。
- ⑧ 連合会大会に出席する。また、大会では代議員として決議権を行使する。
- ⑨ 回覧書類を会員に回覧する。
- ⑩ 市内一斉清掃時に当該班の参加会員を把握し、終了後参加会員にごみ袋を配布する。
- ⑪ 防犯灯が点灯しない場合は、業者に連絡する。
- ⑫ 当該班の会員が死亡した場合は、住所、氏名、死亡年月日、通夜、告別式の日程を会長に報告する。
- ⑬ 次年度の班長を選出する。
- ⑭ 連合会及び自治会行事において行事の推進役として班員へのPR、参加の勧誘を行なう。

## 7. 部の業務

- (1) 総務部、環境部、レク部の3つの部を設ける。
- (2) それぞれに、班長をほぼ3等分して部員とする。
- (3) 各部には、6ブロック内の班長を必ず1人含める。
- (4) 総務部の業務分掌は、①回覧物の仕分け、一部配布、②備品管理、③消耗品管理、④出前講座の調整、⑤会員勧誘及び会員把握等事務である。
- (5) 環境部の業務分掌は、①一斉清掃行事の管理、②ごみSt及び資源回収Stの管理、③空き家空き地調査及び対策、④落ち葉用ごみ袋配付管理等の環境美化である。
- (6) レク部の業務分掌は、①芋煮会、②敬老の日行事等会員の親睦、福祉である。

## 8. 協働事業

- (1) その活動において、自治会と協働で活動しようとする組織は、会則、会員名簿、年間計画、予算(助成項目、助成額)等の企画書を自治会に提出し、協議の上、協働事業締結を行う。
- (2) 本会の窓口担当は副会長とする。
- (3) 協働事業議案を班長会に掛け、承認を得た後締結をする。
- (4) 組織は、年度末に、活動報告及び決算書を提出する。
- (5) 協働事業は自治会事業であるので、自治会活動保険の対象となる。

## 9. その他

- (1) 区域内に居住していない会員は、規約第30条第2号の規定(本会の事業活動への参加、協力)に拘束されないものとする。
- (2) 防犯灯は、道路の中心線を境界として班の範囲内に所在するものを管理する。なお、道路の片側のみに班が存在する場合は、道路の反対側の境界線までを管理範囲とする。
- (3) 会員数把握のために、年1回(第1回集金時)世帯ごとの同居ご家族状況を調査するものとする。
- (4) 班内の世帯数は10世帯以上20世帯以下を目安とする。その範囲を下まわるとき又は、超えたときは班長会の承認を得た上で班を統合又は、分割するものとする。

- (5) 市の関係課取扱事項
- ・自治会会館等の建設・修繕に関する事項 市民活動支援課
  - ・防犯灯・交通安全啓蒙標識に関する事項 市民活動支援課
  - ・野犬・雑草処理に関する事項 環境管理課
  - ・廃棄物・ゴミステーションに関する事項 廃棄物対策課  
(クリーンセンター)
  - ・市道の維持補修、カーブミラー・ガードレール・道路照明灯 土木管理課
  - 啓発看板・道路表示等の道路安全施設に関する事項
- (6) 自治会活動を円滑に進めるため、区域を6ブロックに分ける。

## 附則

施工	平成 7年	8月 1日	
改定	平成15年	4月 6日	
			自治会費金額変更に伴う改定
	平成20年	1月 1日	
			1. 班長の選出②に但し、同居家族(2世帯住宅含む)に70歳未満の～を追記
	平成21年	4月 5日	
			6. (6). ④自治会費を600円から500円に改定
	平成22年	4月 4日	
			市の組織変更に伴う 7.その他 (5)市の関係関係課取扱事項の改定
	平成26年	4月 6日	
			高齢者班長の役員委員免除追加
	平成27年	1月25日	
			部制導入に関し、第2項、第6項の(6)及び第7項の改定
			第6項で役員の市政協力員兼務の追加
			第6項で退会及び脱会の明確化に伴う任務内容改定
			第7項で新しく設けた部制の業務について追加改定
			第8項でブロック長を廃止に伴ないブロック制の継続明示の改定
			廃語である合同班長会、スポレクを全体から削除
	平成28年	4月10日	
			5項(会費の納入)の(3)の新設
			新規入会者への謝礼の明示
			7項(部の業務)の改正
			総務部と環境部の業務の変更
			8項(協働事業)の新設
			協働事業の運用について明記
	平成29年	4月9日	
			第1項(班長の選出)
			ただし書きの「希望する」を「承諾した」に修正する
			③の「病人」を「方」に修正する
			第2項(役員及び委員の免除)
			文中、「希望で」を「承諾し」に修正する
			さらに、最後にただし書きを追記する
			第6項(役員の任務)の(7)
			会費の一年一括納入を原則とすることをうたい、分割する場合は3ヶ月を最小単位とすることとする
			第9項(その他)の(3)
			「会員数」を「同居ご家族情報」に修正する

別記第1号様式

のぞみ野第一自治会 会長殿

入会年月：平成 年 月

届 出	平成 年 月 日
入居開始 (家屋取得)	平成 年 月 日

## 入 会 届

のぞみ野第一自治会の趣旨に賛同し、ここに入会の手続きを致します。

住所又は所在地	袖ヶ浦市 のぞみ野 番地	TEL	- -
※連絡先 (非居住者)		TEL	
(ふりがな) 世帯主名 (正会員)		(本人を含む世帯全員数 名)	

※家屋取得のみで、非居住の場合

---

第2号様式

のぞみ野第一自治会 会長殿

## 会 長 立 候 補 届

平成 年度 のぞみ野第一自治会 会長選挙に当たり、のぞみ野第一自治会規約第7条及び、細則第3条の規定による立候補の届出をします。

平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

立候補者	住所	袖ヶ浦市のぞみ野 番地の
	氏名	印

第3号様式

のぞみ野第一自治会 会長殿

委 任 状

私議、都合により 年 月 日開催の定期総会を欠席します。

ついては、議事の一切を 1. 総会議長

2. \_\_\_\_\_ 氏 ( \_\_\_\_\_ 番地 )  
(\*どちらかを選択して○で囲む)

に委任し、議決の結果について、決して異議を申し立てません。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

住 所	袖ヶ浦市のぞみ野 番地
氏 名	印

第4号様式

のぞみ野第一自治会 会長殿

代 理 人 届

私議、都合により 年 月 日開催の \_\_\_\_\_ を欠席します。

つきましては、決議権を行使するため、同居する \_\_\_\_\_ を 代理人として、  
出席させます。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

住 所	袖ヶ浦市のぞみ野 番地
氏 名	印





のぞみ野第一自治会 会長殿

退会脱会年月

平成 年 月

届出日

平成 年 月 日

## 退 会 ・ 脱 会 届

のぞみ野第一自治会を退会・脱会したく、ここに退会・脱会の手続きを致します。

世帯主名（正会員）

住所

袖ヶ浦市 のぞみ野 番地

退会・脱会の理由

---

---

会費の返還請求願（退会の場合のみ）

※ 会費の返還は、退会月の翌月から、一括納入の場合は、2月まで、  
分割納入の場合は納入分月まで、1月500円とする。

対象月数

ヶ月

返還金

円

以上、返還金として、確かに受領しました。

平成 年 月 日

世帯主名（正会員）

印